

# 電波利用環境委員会報告 概要(案)

～CISPRの審議状況及び会議対処方針について～

令和6年9月4日  
電波利用環境委員会  
CISPR I作業班

# 国際無線障害特別委員会（CISPR）の概要等

## 1 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

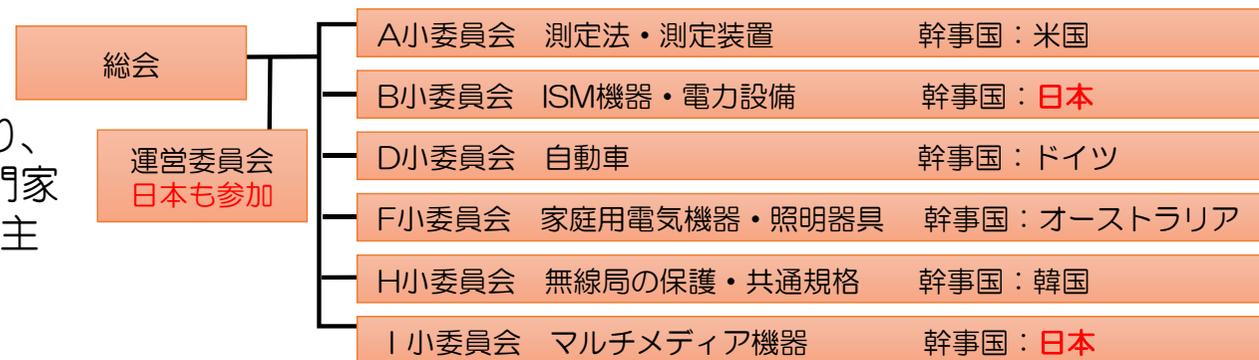
### 1) 目的・構成員等

- 昭和9年に設立された組織で、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会
- 目的：無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進すること
- 構成員：電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者などからなる各国代表、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関（現在、構成国は41カ国（うち18カ国はオブザーバー））
- CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

| 機器の種類     | 規制法令等                                       |
|-----------|---|
| 高周波利用設備   | 電波法（型式制度・個別許可）【総務省】                         |
| 家電・照明機器   | 電気用品安全法（法定検査・自主確認）【経産省】                     |
| 医療機器      | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚労省】 |
| マルチメディア機器 | VCCI技術基準（自主規制）【VCCI】                        |

### 2) 組織

- 総会・小委員会全体会議は年1回開催。
- B・I小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバーに我が国の専門家が加わるなど、CISPR運営において我が国は主要な役割を担っている。



## 2 本年度の開催概要

- 令和6年11月5日から11月15日までの間、Web会議において開催予定（A小委員会は10月21日から10月25日まで東京（日本）において、D小委員会は10月14日から10月18日までブダペスト（ハンガリー）において開催予定）
- 我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から39名が参加予定

## 3 基本的な対処方針

- 基本的な対処方針としては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処

# 主な審議状況及び対処方針(1小委員会)

## 1小委員会：情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格を策定

### CISPR 32 (情報技術装置・マルチメディア機器・放送受信機の妨害波規格) 第3版発行に向けた検討について

#### 1) 背景と課題

令和元年10月に第2.1版が発行された後、新たに提起された課題と第2.1版発行時の残課題(計13項目)を整理し、現在、主に以下の課題の検討が進められている。(太字は我が国が主導して対応。)

- 無線電力伝送(WPT)の許容値及び測定法
- **放射妨害波測定におけるEUTの電源ケーブル終端条件 (VHF-LISN関連)**
- 設置場所での測定法及び許容値
- **APD(振幅確率分布)を用いた1 GHz以上のインパルス性妨害波評価の導入**

#### 2) 課題の解決方法

各課題に対してリーダーと主たるメンバを決めて検討を推進し、対面会議やその他Web会議での議論を通じて、第3版規格案への反映を図っている。

#### 3) 審議状況

CISPR 32第3版策定プロジェクトが一旦リセットされた後、改めてCD文書が発行され検討を再開した。6月のMT7マドリード会議でCD文書に対する各国コメントの審議が行われ、無線機能付きマルチメディア機器の試験法、WPT機能の許容値などの残課題の検討が進められている。

#### 4) 対処方針

- 我が国が規格化を主導しているVHF-LISN関連及びAPD関連については、最新の規格草案に盛り込まれていることを確認しており、最終規格化を推進する。
- 我が国の妨害波規制に関係が深いWPTに関しては、我が国提案の許容値が最新の規格草案で採用されているが、第3版への適用可否が継続議論となっている。引き続き動向を見ながら最終規格化を推進する。
- 設置場所測定法に関しては、他の規格との整合性や、適用範囲の明確化等について、引き続きコメントしていく。

